

○新潟県中東福祉事務組合事務局設置条例

平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 12 号

(事務局の設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(分掌事務)

第 2 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合事業の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 職員の人事、服務及び給与に関すること。
- (3) 組合議会に関すること。
- (4) 一般行政に関すること。
- (5) 財政及び財産に関すること。
- (6) その他組合事務に関すること。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。